

議案第69号

## 町の新設について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条の規定による住居表示の実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和5年2月11日から本市内の別図1に示す区域をもって別図2に示すとおり町を新設する。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏



凡例

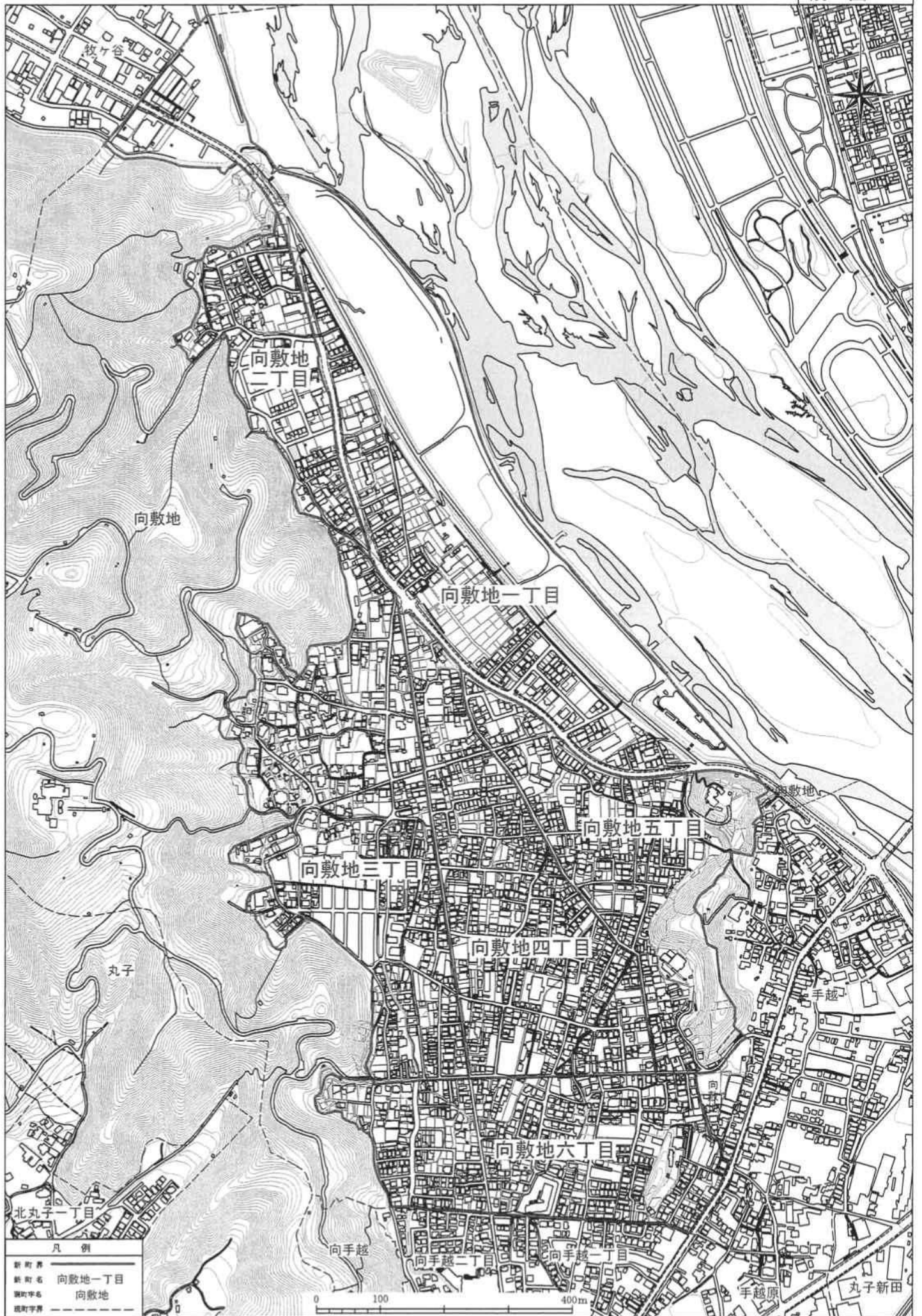
▲ 向敷地名区域

○ 丸子地名

— 向敷地名

- - - 丸子地名

0 100 400m



凡例  
 新町界 ————  
 新町名 向敷地一丁目  
 旧町字名 向敷地  
 旧町界 - - - - -

0 100 400m



新町界のうち道路、水路以外の部分については次の地番による。

新町名	境界となる地番			隣接する町 (又は大字)
	町(又は 大字)	字	地番	
向敷地 二丁目	向敷地	吉網	1141番1、1159番、1162番、1163番、 1164番1、1165番、1166番1	向敷地
		猿郷前	1309番2、1309番4、1310番1、1312番1、 1313番1、1314番1、1314番2、1315番1、 1317番1、1317番2、1318番2、1318番3、 1324番5、1324番6、1325番1、1325番2、 1335番、1336番1	
		家見	1348番4、1348番5、1348番7、1348番8	
		境ノ沢	1515番3、1515番4、1516番3、1531番	
		向ヶ谷 久保	1610番2、1611番2、1611番4、1611番8、 1611番9、1611番10、1613番4、1613番7、 1613番8、1640番4、1640番5、1640番6、 1640番7	

新町名	境界となる地番			隣接する町 (又は大字)
	町(又は 大字)	字	地番	
向敷地 三丁目	向敷地	西山	612番4、612番6、612番9、612番12、 612番14	向敷地
		松雲寺前	653番10-2、653番25、653番28、653番30、 654番1・659番2合併1、 655番2、655番3、656番、657番3、 677番8-2・677番9-2・677番10-2・ 682番4-2合併、 677番51、678番1、679番1	
		坂下通り	707番2、707番3	
		堀ノ内	939番1、940番2、941番1、941番2、 942番1、943番1、943番2	
		楠ヶ沢	962番1、963番2、966番1、980番8 980番9、981番3	
		細谷	1079番、1080番、1082番1、1083番1、 1083番2、1086番1、1089番2、1090番3、 1090番4、1092番3、1092番5、1092番8、 1093番4、1095番3、1117番6、 1118番7 1118番9、1118番14、1119番1	向敷地
		井ノ上	1130番1、1131番3	
		向ヶ谷 久保	1641番2、1642番5、1642番7、1642番9	

新町名	境界となる地番			隣接する町 (又は大字)
	町(又は 大字)	字	地番	
向敷地 五丁目	向敷地	国松	20番1	向敷地
		東林寺前	148番2、148番9、148番10、150番1、 152番1、153番1、153番6、153番7、 153番9	手越
		金山東	155番1-1	向敷地
			155番3、155番6、155番7、163番、 165番1-1、166番10、166番11、166番15	
156番	向敷地 手越			
向敷地 六丁目	向敷地	西山	444番11、444番12、444番14、444番15、 445番、481番、484番、485番、 566番10、567番1、568番1	向敷地

上記地番は、令和3年7月27日現在の登記簿による。